

あまがさきエコカンパニーネットワーク設置要綱

(目的)

第1条 あまがさきエコカンパニーネットワークは、尼崎市内の環境保全活動に関心のある事業者に対して、国、県及び関係機関の環境政策や補助事業に関する情報等(以下「情報等」という。)を迅速にきめ細かく伝達し、これらの情報等を活用することや関係者間の連携を図ることにより、市内の環境産業の活性化を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 あまがさきエコカンパニーネットワークは、市内に事務所又は事業所を置く企業、団体をもって構成する。

(業務)

第3条 あまがさきエコカンパニーネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境に関する情報等の発信
- (2) 会員相互の交流、連携
- (3) その他あまがさきエコカンパニーネットワークの目的を達成するために必要な活動

(入会)

第4条 あまがさきエコカンパニーネットワークへの入会を希望する者は、所定の申込書を事務局に提出し、確認を受けなくてはならない。

(登録内容の変更)

第5条 あまがさきエコカンパニーネットワーク会員は、前条の申込書記載事項に変更が生じた場合は、変更内容を速やかに事務局へ届け出なくてはならない。

(退会)

第6条 あまがさきエコカンパニーネットワークを退会しようとする者は、事務局にその旨を届け出なければならない。

(事務局)

第7条 あまがさきエコカンパニーネットワークは、第2条の業務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、尼崎市経済環境局環境部環境創造課に置く。

(会議等の開催)

第8条 事務局は、この要綱に関することで必要に応じて会員を参集して会議等を開催することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、あまがさきエコカンパニーネットワークの運営等に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。